

平成27年4月8日

第22回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第22回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年4月8日（水曜日）午後4時00分開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	伊藤栄一君	佐藤英治君
	高橋卓也君	志子田吉晃君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会
中間報告について（証人喚問及び記録の追加提出要求について）

午後4時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。菊地小委員会委員長。

○菊地小委員会委員長 平成27年4月7日、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告をご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、平成27年4月7日（火曜日）、第4回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

小委員会では、「証人喚問及び記録の追加要求について」を議題とし、調査が行われました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、平成27年4月15日（水曜日）午後1時に塩竈市産業環境部環境課技術主任鈴木孝至君を本会議場で開催される東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に証人として出頭を求めべきものと決しました。

次に、証人に対する尋問事項について、委員長からの共通尋問事項及び各委員からの尋問事項について、お手元にご配付しております資料のとおりとすることで決しました。

まず、委員長からの共通尋問事項については、

調査事項1の浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項としては、

- (1) 通常の職務上の役割及び業務内容
- (2) 東日本大震災発災後の職務上の役割と業務内容
- (3) 浦戸一次仮置場管理業務委託に係る業務の流れ及び現場確認に関して
- (4) 本市の現場立会いに関して

次に、調査事項2の浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項としては、

- (1) 通常の職務上の役割及び業務内容
- (2) 東日本大震災発災後の職務上の役割と業務内容
- (3) 業務の流れに関して

(4) 寄せ集めの原因となった整わない書類の確認

(5) 家屋解体102件の寄せ集めについて

(6) 家屋解体72件流失分をなぜ解体としたのか

(7) 現場確認に関して

次に、調査事項3の浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項については、

(1) 通常の職務上の役割及び業務内容

(2) 東日本大震災発災後の職務上の役割と業務内容

(3) 業務の流れに関して

(4) 塩竈市災害復旧連絡協議会が提出した平成23年7月から10月までの支出関係書類について、市が作成した出来高集計表との違いに関して

(5) 現場確認に関して

次に、調査事項4の有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項としては、

(1) 通常の職務上の役割及び業務内容

(2) 東日本大震災発災後の職務上の役割と業務内容

次に、各委員からの尋問事項については、

調査事項1の浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項としては、

(1) 塩竈市災害復旧連絡協議会設立の経緯について

調査事項3の浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項としては、

(1) 浦戸一次仮置場管理業務委託に係る業務の流れに関して

次に、調査事項4の有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属）の発生から処分までに
関する事項としては、

(1) 業務の流れに関して

(2) 現場確認に関して

とすることに決しました。

次に、委員長から共通尋問時間及び各委員からの尋問時間について審議が行われ、委員長からの共通尋問事項についてはおおむね75分以内とし、各委員からの尋問時間についてはおおむね20分以内とし、各委員の再尋問は委員長の許可により可能とすることに決しました。

次に、証人喚問を行うに当たり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要綱

を定め、実施することについて審議が行われ、お手元にご配付しております要綱（案）のとおりに決しました。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要綱（案）

1 日 時 平成27年4月15日（水）午後1時から5時まで

なお、会議は延長される場合もあります。

2 場 所 塩竈市役所 3階 本会議場

3 事 件

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
- (4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属）の発生から処分までにに関する事項

4 証 人

塩竈市産業環境部 環境課 技術主任 鈴木孝至氏

5 次 第

- (1) 開会
- (2) 証人宣誓
- (3) 証人尋問
- (4) 閉会

6 証人尋問の時間等

- (1) 尋問の時間は、1回につきおおむね2時間とする。
- (2) 委員長の共通事項に係る尋問の持ち時間はおおむね75分以内とする。
- (3) 各委員の尋問の持ち時間は1人当たりおおむね20分以内とする。
- (4) 各委員の再尋問は委員長の許可を得てできるものとする。

7 証人に対する尋問事項

別紙のとおりでございます。

8 証人の尋問等

- (1) 証人が宣誓の際、議場に出席している全員が起立する。
- (2) 尋問は、まず委員長が共通尋問を行う。その後、各委員が捕捉の尋問をすることができる。なお、補足の尋問は、事前に特別委員会へ報告するものとする。

(3) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。ただし、委員長の許可を得た場合にはこの限りでない。

(4) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は、口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。

(5) 委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。

(6) 委員の尋問は、具体的かつ個別的なものとし、一問一答の形式にならない包括的、または抽象的な質問は行わないものとする。

(7) 特別委員会における傍聴人（報道関係者）の撮影及び録音等について、委員長の許可を得るものとする。

①傍聴人（報道関係社等）の撮影等は、証人の入室前までは許可するが、証人の入室から宣誓、尋問中はこれを認めない。

②傍聴人が録音するときは、委員長の許可を得るものとする。

次に、記録の追加要求について、小委員会委員より発言がありましたが、内容を精査し、次回の小委員会で審議するものと決しました。

以上が、本小委員会における証人喚問及び記録の追加要求に係る中間報告の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ご報告といたします。以上であります。

○志賀委員長 これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、証人の出頭要求、尋問事項及び証人喚問実施要綱を決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時12分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利